

竹原市立小中学校における「通学区の弾力化」及び 「小中一貫教育」の在り方について - 児童生徒のための学校教育改革 -

1 教育システム改革の目的とビジョン

竹原市で展開されるすべての教育・学習活動を通じて、ことに、学校教育を通じて、生命を尊重し、家庭、地域社会の一員として一定の役割と責任を果たし、平和で民主的な自治体、国家の形成に主体的に参画し、貢献する真摯な人間の育成を従前以上に図る学校教育システムを構築する。

2 教育システム改革の目的

竹原市は児童生徒のための学校教育改革として大きく二つの教育システムの改革を行う。一つは学校選択制の採用である。二つは小中学校の一貫教育システムの構築である。

2.1 学校選択制は、おおむね次の五つの目的をもって採用する。

児童生徒が児童期といえども、受け身的に学習行動を選択するのではなく、保護者を含めた真剣な検討の結果を尊重した学校の選択を保障する。児童生徒のニーズの多様性に応え、自己責任で選択した学校における教育・学習に対して、真摯な取り組みを確保する。

多様なICT（情報通信技術）を中心とするメディアを活用して、異なった学校間の共通したカリキュラムと特徴あるカリキュラムが児童生徒の発達に応じて提供されることによって、すべての国民が具備すべき普通教育を保障する。

現代の児童生徒の不足がちな社会性、すなわち、生きた人間同士のコミュニケーション能力と交流能力を育成する教育機会を確保し、共生能力を涵養する。また、自然を愛し、自然の中で体験学習を経験させることを通じて環境の重要性を認識させる。

義務教育段階の最終局面では自己のキャリアを見越した人生設計と自己主体性、自己学習力の確保を保障する。

学校選択の機会は、6 - 3 制の中学校入学時だけでなく、新たに採用する小中一貫の4 - 3 - 2 制の結節点でも公式の機会を与える。そのためには、学校教育を多様化し、児童生徒のニーズに対応する選択の幅を増やさなければならない。

この改革は市民の関心の高い領域である学力の低下や不登校などの児童生徒の問題実態に対応して竹原市の「質の高いしなやかな教育」を展開し、市民から信頼される学校づくりを行う。

これらのためには、学校経営の実態を情報公開し、特に教育活動の実態を保護者、児童生徒に正しく認識させる努力は欠かせない。また、全市の学校が市民のための学校であるという意識の醸成も重要である。地域社会が選択行為を理解し、賛同することによってこの制度は十全に機能していく。

2.2 もう一つの改革は、教育課程改革である。

小学校入学後の教育課程を発達段階に沿って、入学後4・3・2年の3期間に分ける。それぞれの期間の特徴を、

学力の基礎・基本をつかむ4年、

学力や個性を伸ばす3年、

自主性を重視し、学習の選択幅を増やす2年
として位置づける。

この教育課程の改革は、学校教育法、学習指導要領の準拠枠において、学校単位で特徴ある教育を行うと同時に、一定の普通教育のガイドラインは教育委員会が範例を示し指導助言する。この改革の基本も児童生徒のための改革であり、学校教育の「質」を高める改革である。

3 教育システム改革の具体

3.1 学校選択制

竹原市の義務教育段階に学校選択制を全市的に導入する。具体的には中学校を中心にいわゆるブロック制を採用する。東部から西部を経て北部地域を仮称的に、忠海ブロック、竹原ブロック、吉名ブロック、賀茂川ブロックという。

また、その選択の範囲は、次のとおりとする。

小学校入学時は原則として校区内とする。ただし、通学距離や安全上の理由等により隣接校区については配慮をする。

小学校5年生時については、ブロック内及び隣接ブロック内とする。

中学校1年生及び2年生時については、市内全域とする。

(1) 忠海ブロック

忠海中学校に忠海東、忠海西両小学校を併合し、基本的に一つの学校において9年間の小中一貫教育を行う。学校の名称もそれにふさわしいものに改める。この学校は9年間といっても、4 - 3 - 2制の結節点でもって、より教育の質的向上を図らなければならない。

併合し廃校となった施設は、地域住民の意向等を十分踏まえ、行政枠を超えた移管を視野に入れた有効活用を図っていくことが重要である。

(2) 竹原ブロック

竹原ブロックにおいては、ブロック内のそれぞれの小学校（大乘小学校，竹原小学校，竹原西小学校，中通小学校）は単独で存在する。しかしながら，このブロックの保護者，児童生徒は，竹原中学校との小中一貫の教育システムにおける教育活動を享受する。

(3) 吉名ブロック

吉名中学校か吉名小学校のどちらか一方の学校に統合し，9年間の小中一貫教育を行う。しかし，この学校名を改称しても，4 - 3 - 2 制の結節点を強調して，より教育の質的向上を図ることに特徴を持たせる。

統合し廃校となった施設は，忠海ブロックと同じように有効活用を図っていく。

(4) 賀茂川ブロック

賀茂川ブロックにおいては、ブロック内のそれぞれの小学校（東野小学校，荘野小学校，仁賀小学校）は単独で存在する。しかしながら，このブロックの保護者，児童生徒は，賀茂川中学校との小中一貫の教育システムの教育活動を享受する。

3.2 教育課程を中心にした4 - 3 - 2 制システムの採用

(1) 児童生徒から見たメリットとデメリット

<メリット>

6 - 3 制の中学校入学時に加えて，4 - 3 - 2 制の結節点に学校選択の機会を与える。児童生徒にとっては9年間の一貫教育の弊害（マンネリ化や教員の固定化など）から逃れ，より効果的な教育内容の享受へとステップ・アップすることができる。これは随時，児童生徒や保護者の居住区の移転や特別に事由のある場合の学校選択を妨げるものではない（選択権の付与）。

学校選択権の行使により，特技や特性の伸長を図る自主的，自律的学習が進捗する。

特定教員の指導力を期待することができる。自分にあった学習機会を求めることができる。

「学校嫌い」「不登校」などの解決法の選択肢として活用できる機会が増加する。

自立と自律心を錬磨する機会が増える。

小学校と中学校の教育方針やギャップからくる心理的負担が軽減する。

< デメリット >

地域に地盤を置かないことから「幼友達」の形成に留意しなければならない。教育・学習コミュニティの崩壊に拍車がかかる（遊びの教育的意義の喪失）。

通学の安全はこれまで以上に留意しなければならない。

異年齢集団による学校教育活動が意外と形成できない。

（２）教員から見たメリットとデメリット

< メリット >

児童生徒の個性を伸ばす系統的・継続的な学習を進捗させることができる。

知育面の効果もさることながら，心の教育や生活指導を充実することができる。

基礎・基本を徹底した４年間の学力の確かな定着が図られる。そのため
の教授法を抵抗なく採用することができる。

児童生徒の芽生えた優れた個性を伸長させる３年間の教育をカリキュラム化できる。また，それに対応した教授法を採用することができる。

自己教育力の基盤を確かなものにして，キャリア教育の視点に立った教育活動ができる。「生き方」教育の充実を図ることができる。

教員の専門性を十分に生かすことができる。

< デメリット >

既存の６－３制から４－３－２制の教育課程を編成するカリキュラム構築能力が必要とされる。学習指導要領の枠内でスコープとシーケンスの再編成能力が現段階では不足している。

４－３－２制に対応した教育方法の柔軟な転換能力が現段階では不足している。例えば，異年齢学習集団の形成，より効果的な少人数の習熟度別学習の展開，実験実習を積極的に組み入れた問題解決学習の展開などや，学習内容の選択方式の開発も求められる。知的刺激を与える発展的学習の促進も実質的に学年を超えて展開することも必要である。

児童生徒の個性のどの範囲に対応するのか判断が困難な場面が多くなる。

児童生徒の自己教育力の伸長という「学習」を促進する能力が不足している。「教え込み」に回帰しやすい。

学校としての特徴を形成していくことと，学校選択との矛盾が生じる可能性がある。

勤務のリズムが確保できなくなる可能性が増加する。疲労の蓄積，メンタルヘルスの破壊が増えると予想される。

(3) 学校教育のメリットとデメリット

<メリット>

学校教育法，学習指導要領に明定されている各教科，道徳，特別活動，総合的な学習の時間の内容を崩すことなく，再編成し，各学校の特徴あるカリキュラムを編成することができる。

科学技術創造，知識創造，知的財産の価値や重要性など日本を支える教育の目的に照らして，学校教育の本来の知育を展開しつつも，それらを間違いなく活用する「人間性」の教育に力を入れることができる。そのためには，リーダーの人間性は非常に重要である。

現代の若者に欠如しがちな人間関係能力，義務の自覚と責任を遂行する能力，国際性のあるコミュニケーション能力などを育成することができる。

地域経営を担う人材の育成を行うことができる。

<デメリット>

教育委員会の教育課程管理権が増加し，学校選択制度と理念的に矛盾する管区の学校を画一化する方向に陥る可能性がある。

学校の皮相的な評価（学力の高い学校など）を気にして，学校において，保護者や児童生徒の選択行為，学習行為などをゆがめる土壌が生まれやすい。

(4) 教育委員会の課題

上記のデメリットの解決に努力するとともに，つぎのような点にも留意する必要がある。

各学校の自主性・自律性を尊重する方向での教育行政が求められる。

そのために，柔軟なガイドライン提示能力が求められる。幼稚園との一貫性に配慮し，2（3）- 4 - 3 - 2制を想定した教育課程のガイドラインも必要である。

それぞれの学校の特徴ある教育を尊重し，それを伸長させる観点からの指導助言と，学校評価が求められる。学校評価には「質の高いしなやかな教育」の観点から第三者評価を行う市民組織の存在が期待される。

すべての国民に必要な普通教育を提供する義務を負っている段階にある学校である。それぞれの教育サービスのソフトウェアの差異性は尊重しつつも，一定の到達度の確保という観点から，普通教育の供給結果に「格差」が生じないように留意しなければならない。

学校選択の弊害は、学校教育が学校管理者のマネジメント能力と教員の指導力に強く依存するところから由来する。優秀な管理職は一つの学校でなく、複数校のマネジメントを担ったり、優秀な教員の「授業」はICTを駆使して、学校を超えて受講できるシステムを構築したりするなどの営為を期待する。そのとき、教科担任の教師の役割は、チーム・ティーチングをイメージし、きめ細かな個別指導等になり、授業中の中で児童生徒の全員が教科内容を理解するように努め、ボトム・アップに努めることになる。

以上のようなメリット、デメリットがあるが教育課程を中心にした4 - 3 - 2システムを導入する。そのための教育課程編成のガイドラインは、教育委員会が作成する。

以上

教育委員会へ

なお、教育委員会においては再度委員で真剣な検討を行っていただき、事務局に適切な提言をしていただきたい。

市民の皆様へ

論議の詳細は、教育委員会事務局が保管する議事録を参照していただきたい。